

令和五年内閣府令第四十八号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第二十一条）
第二章 業務（第二十二条—第七十四条）
第三章 監督（第七十五条—第八十二条）
第四章 雜則（第八十三条—第八十八条）
附則

第一章 総則

（定義）

この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子決済手段等取引業者等　電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。第二十一条第一項、第二十七条第一項、第八十五条及び第八十六条第一項において同じ。）を含む。）、
二 委託等　媒介、取次ぎ又は代理の申込みをいう。
三 受託等　媒介、取次ぎ又は代理の申込みを受けることをいう。
四 電子決済手段信用取引　電子決済手段等取引業の利用者に信用を供与して行う電子決済手段の交換等をいう。

六 電子決済手段等取引業務　法第二条第二十五項に規定する電子決済手段等取引業務をいう。
(電子決済手段の範囲)

第二条 法第二条第五項第一号に規定する有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）

第二条第一項に規定する電子記録債権又は法第三条第一項に規定する前払式支払手段に類するものとして内閣府令で定めるものは、対価を得ないで発行される財産的価値であつて、当該財産的価値を発行する者は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものとする。

2 法第二条第五項第一号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、法第三条第一項に規定する前払式支払手段（前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）、第一条第三項第四号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第五号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その他の移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものを除く。）とする。

3 法第二条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（同項第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。）のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものとする。

（特定信託受益権の要件）

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合　信託財産の全部が預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その時金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

二 外貨建てで発行される場合　信託財産の全部がその外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

（電子決済手段の管理から除かれるもの）

第四条 法第二条第十項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、信託会社等が信託業法（平成十六年法律第百五十四号）又は金融機関の信託業務の兼管等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定に基づき信託業法第二条第一項に規定する信託業として行うものとする。

（訳文の添付）

第五条 法（第三章の二に限る。）において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」とい、第三章の二に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第31条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第八十六条第一項、第八十七条及び第八十八条第一項を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第九条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十八号を除く。）に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

（外国通貨又は電子決済手段の換算）

第六条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は電子決済手段をもつて金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（登録の申請）

第七条 法第六十二条の三の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国電子決済手段等取引業者にあつては、別紙様式第二号）により作成した法第六十二条の四第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第八条 法第六十二条の四第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と

- 一 電子決済手段関連業務を行なう場合にあつては、取り扱う電子決済手段及び当該電子決済手段を発行する者の概要
- 二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行なう場合にあつては、同号の資金移動業者の概要
- 三 電子決済手段等取引業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
- 四 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第二十条第二項第十一号において同じ。）の氏名、商号又は名称
- 五 加入する認定資金決済事業者協会（電子決済手段等取引業者をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称
- （登録申請書の添付書類）
- 第九条** 法第六十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。
- 一 別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面
- 二 取締役等（法第六十二条の六第一項第十二号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面
- 三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて第七条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 四 取締役等が法第六十二条の六第一項第十二号口に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面
- 五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又は沿革書面
- 六 別紙様式第七号により作成した取締役等の履歴書又は沿革書面
- 七 外国電子決済手段等取引業者である場合にあつては、法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して法第二条百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- 八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- 九 会計監査人設置会社である場合にあつては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- 十 事業開始後三事業年度における電子決済手段等取引業に係る収支の見込みを記載した書面
- 十一 電子決済手段関連業務を行なう場合にあつては、取り扱う電子決済手段及び当該電子決済手段を発行する者の概要を説明した書類
- 十二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行なう場合にあつては、同号の資金移動業者の概要を説明した書類及び当該資金移動業者の委託に係る契約の契約書
- 十三 電子決済手段等取引業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

- 十四 電子決済手段等取引業を管理する責任者の履歴書
- 十五 電子決済手段等取引業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるもの）
- 十六 電子決済手段等取引業の利用者と電子決済手段等取引業に係る取引を行なう際に使用する契約書類
- 十七 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書
- 十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面（指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関（法第六十二条の十六第一項第一号に規定するイ指定期間内に同一のイ又はロに定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）において同じ。）が存在する場合（法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業紛争解決機関の商号又は名称）
- 十九 その他参考となるべき事項を記載した書面（登録の通知）
- 第十条** 金融庁長官は、法第六十二条の五第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。
- 第十二条** 金融庁長官は、その登録をした電子決済手段等取引業者に係る電子決済手段等取引業者登録簿を当該電子決済手段等取引業者の本店（外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の閲覧に供するものとする。
- （財産的基礎）
- 第十三条** 法第六十二条の六第一項第三号（法第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 資本金の額が千円以上であること。
- 二 純資産額が負の値でないこと。
- （心身の故障のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行することができない者）
- 第十四条** 法第六十二条の六第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。
- （変更登録の申請）
- 第十五条** 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて適用する法第六十二条の四第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 第十六条** 法第六十二条の七第二項において読み替えて準用する法第六十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 别紙様式第十一号により作成した法第六十二条の六第一項第三号から第六号までに該当しないことを誓約する書面
- 二 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（変更登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法

第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面)

三 会計監査人設置会社である場合にあつては、変更登録の申請の日を含む事業年度の前事業年

度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

四 新たに行おうとする種別（法第六十二条の四第一項第七号に規定する種別をいう。第十九条第四号において同じ。）の業務に係る第九条第十号から第十七号まで及び第十九号に掲げる書類（変更登録の通知）

第十七条 金融庁長官は、法第六十二条の七第二項において準用する法第六十二条の五第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十二号により作成した変更登録済通知書により行うものとする。

（変更登録の拒否の通知）

第十八条 金融庁長官は、法第六十二条の七第二項において準用する法第六十二条の六第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十三号により作成した変更登録拒否通知書により行うものとする。

（あらかじめ届け出ることを要しない場合）

第十九条 法第六十二条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段についてその取扱いをやめようとするとき。

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者から同号の委託を受けることをやめようとするとき。

三 電子決済手段等取引業の内容又は方法のうち、次に掲げる事項以外の事項を変更しようとする場合

イ 電子決済手段等取引業の種類又はこれに準ずる事項

ロ 電子決済手段等取引業の利用者の申込みの受付方法

ハ 電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段に係る管理の方法

ニ 電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段に係る管理の方法

（変更の届出）

第二十条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十四号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 電子決済手段関連業務を行う場合には、取り扱う電子決済手段を変更しようとするとき

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、同号の資金移動業者を変更しようとするとき

三 電子決済手段等取引業の内容又は方法を変更しようとする場合

に係る第九条第十二号から第十六号までに掲げる書類及び当該事項が前条第三号ハ又はニに掲げる事項である場合にはその変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 資本金の額を変更した場合 その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第十号に掲げる場合を除く。） その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて記載した書類（第九条第二号に掲げる書類）

ロ 新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて記載した書類（第九条第二号に掲げる書類）

ハ 別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段に変更があつたとき当該変更があつた事項に係る第九条第十一号に掲げる書類

六 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者に変更があつたとき 当該変更があつた事項に係る第九条第十二号に掲げる書類

七 電子決済手段等取引業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第九条第十三号から第十六号までに掲げる書類

八 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第九条第十七号に掲げる書類

九 他に行つている事業に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

十 法第六十二条の三の登録を財務局長等から受けている電子決済手段等取引業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及びその変更前に交付を受けた第十条に規定する登記済通知書

十一 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第七号により作成した株主の名簿

十二 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実を確認することができる書面

十三 財務局長等は、前項第十号に掲げる場合における同項の規定による届出があつたときは、同号の他の財務局長等に当該届出があつた旨を通知しなければならない。

十四 前項の規定による通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第十条に規定する登記済通知書により通知するものとする。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第二十一条 発行者が法第六十二条の八第一項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行う場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条	登録を	登載を	登載を
登録簿	電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿	電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿	電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿

2	登録簿	登載を	登載を
登録簿	電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿	電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿	電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿
登録簿	本店（外国電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿）	本店（外国電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿）	本店（外国電子決済手段等取引業者 法第六十二条の五第一項の名簿）
登録簿	登載を	登載を	登載を

二 取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて法第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項を記載した書類において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した株主又は出資者の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人について、会社法第四百三十一条第一項の規定により作成するその成立の日ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面）

六 会計監査人設置会社である場合にあっては、届出の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書類

七 第九条第十号、第十一号及び第十三号から第十九号までに掲げる書類

第二章 業務

（電子決済手段等取引業に係る情報の安全管理措置）

第二十二条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の内容及び方法に応じ、電子決済手段等取引業に係る電子情報処理組織の管理を行なうために必要な措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第二十四条 電子決済手段等取引業者は、その取り扱う個人である電子決済手段等取引業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告すること（特別の非公開情報の扱い）

第二十五条 電子決済手段等取引業者は、その取り扱う個人である電子決済手段等取引業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴についての情報その他の特別の非公開情報（その行う電子決済手段等取引業の業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十六条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 委託先が行う電子決済手段等取引業の利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 委託先が当該業務を適切に行なうことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済手段等取引業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 電子決済手段等取引業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るために必要な措置

六 電子決済手段等取引業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保するための利用者の保護を図るために必要な措置

（電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明）

第二十七条 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を除く。）は、電子決済手段等取引業の利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。以下この条から第二十九条までにおいて同じ。）との間で電子決済手段の交換等又は法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

五 電子決済手段等取引業者は、前項に規定する説明を行なう場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 電子決済手段の交換等に係る取引を行なう場合には、電子決済手段等取引業者は取り扱う電子決済手段を発行する者ではないこと。

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る取引を行なう場合には、当該行為は電子決済手段等取引業者の行う替取引ではないこと。

三 その他電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認防止に關し参考となると認められる事項

（電子決済手段の内容に関する説明）

第二十八条 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段の交換等を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない。

二 電子決済手段等取引業者は、前項に規定する説明を行なう場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

二 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる。

四 取り扱う電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

五 電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

六 その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

3 電子決済手段の交換等についてその電子決済手段を発行する者（銀行等及び資金移動業者に限る。）が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行つたときは、電子決済手段等取引業者は、同項の規定にかかるわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行なうことを要しない。

（利用者に対する情報の提供）

第二十九条 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 当該電子決済手段等取引業者の商号及び住所

二 電子決済手段等取引業者である旨及び当該電子決済手段等取引業者の登録番号

三 当該取引の内容（当該取引が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換である場合には、自分がその相手方となつて当該取引に係る売買若しくは交換を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引に係る売買若しくは交換を成立させるかの別を含む。）

四 当該電子決済手段等取引業者、取り扱う電子決済手段を発行する者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

- 五 前条第二項第二号及び前号に掲げるもののほか、当該取引について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 六 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- 七 当該取引に係る業務に関する利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
- 八 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
- 九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 指定電子決済手段等取引業者紛争解決機関が存在する場合 当該電子決済手段等取引業者が法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業者紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合 当該電子決済手段等取引業者の法第六十二条の十六第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 十 その他当該取引の内容に関し参考となると認められる事項
- 二 電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業者は、前項各号に掲げる事項についての情報提供をするときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。
- 一 電子決済手段等取引業の利用者から電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の委託等を受けた場合において、自己が当該委託等に係る売買又は交換の相手方となることがあるときは、その旨及びその理由
- 二 第三十三条第一項第一号に定める場合には、同号の信託会社等の商号又は名称
- 三 当該取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合には、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法
- 三 電子決済手段の管理を行う電子決済手段等取引業者は、第一項各号に掲げる事項についての情報提供をするときは、同時に、法第六十二条の十四第一項の規定による電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段に係る管理の方法及び次の各号に掲げる方法の区分に応じ当該各号に定め
- 一 第三十八条第一項に規定する方法 同項に規定する信託会社等
- 二 第三十八条第三項に規定する方法 当該電子決済手段等取引業者
- 三 第三十八条第七項第一号に掲げる方法 当該電子決済手段等取引業者
- 四 第三十八条第七項第二号に掲げる方法 同号イに規定する第三者
- 4 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う電子決済手段等取引業者は、第一項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。
- 一 法第二条第十項第四号の資金移動業者の商号
- 二 第三十九条第一項第四号の資金移動業者に対する権利の内容及びその行使に係る手続時間
- 三 第三十三条第一項第二号ニに掲げる場合には該当するものとして利用者から金銭を受け入れる場合にあっては、当該金銭を法第二条第十項第四号の資金移動業者に移動させるために要する
- 一 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
- 一 第一項第一号から第九号までに掲げる事項及び次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める事項
- イ 電子決済手段の交換等を行う場合 第二項各号に掲げる事項

- 八 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 前項各号に掲げる事項
- 二 契約期間の定めがあるときは、当該契約期間
- 三 契約の解約時の取扱い(手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)
- 四 その他当該契約の内容に關し参考となると認められる事項
- 五 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者(銀行等及び資金移動業者に限る。)又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかるわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。
- 六 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者(銀行等及び資金移動業者に限る。)又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかるわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。
- 七 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に關し、電子決済手段等取引業の利用者から金銭又は電子決済手段を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
- 一 電子決済手段等取引業者の商号及び登録番号
- 二 当該利用者から受領した金銭の額又は電子決済手段の数量
- 三 受領年月日
- 四 第三十条 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭及び電子決済手段の数量についての情報を提供しなければならない。
- 五 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置
- 六 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該電子決済手段等取引業に係る取引の停止等を行いう措置
- 七 電子決済手段等取引業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、利用者との者を誤認することを防止するための適切な措置
- 八 電子決済手段等取引業者が、利用者から電気通信回線に接続する場合には、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるよう
- 九 電子決済手段等取引業者が、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段等取引業者が、利用者から電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わるために必要な措置
- 一 法又は銀行法に相当する外国の法令の規定により、法第三十七条の登録若しくは銀行法第四条第一項の免許と同等の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を受け、又は法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

口 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

六 電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合にあっては、次に掲げる措置その他の利用者の保護及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（法第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となつた場合その他当該

（国内にある利用者と国外にある利用者との区別することができる場合にあっては、国内における利用者。イにおいて同じ。）のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該

債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保すること

ができると合理的に認められる措置

ロ 利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすることと（当該利用者の外国電子決済手段を移転するために管理することを含む。）及び移転をすること（電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、当該電子決済手段等取引業者が資金移動業者の発行する電子決済手段（法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するための必要な措置

七 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業について、その取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該電子決済手段等取引業者に関する重要な情報であつて、利用者の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業の全ての利用者が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

八 電子決済手段等取引業者が、法第六十二条の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官に提出した貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を公表する措置

九 電子決済手段等取引業による電子決済手段の借入れは電子決済手段の管理に該当せず、を行なう場合には、次に掲げる措置

イ 電子決済手段等取引業による電子決済手段等取引業の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（電子決済手段の借入れを行なったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

前項の規定によるもののほか、電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段について、電子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行なうに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識できるよう継続的に表示する措置

イ 当該電子決済手段等取引業者が利用者からの委託等を受けて電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を成立させる場合には、当該委託等に係る電子決済手段についての次に掲げる事項（当該事項がない場合には、その旨）

(1) 当該電子決済手段等取引業者が利用者からの委託等を受けて成立させる当該電子決済手段の売買における最新の約定価格

(2) 認定資金決済事業者協会又は認定資金決済事業者協会が指定する者が公表する最新の参考価格

ロ 当該電子決済手段等取引業者が相手方となつて電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行なう場合（イに規定する場合を除く。）には、その電子決済手段についての次に掲げる事項（当該事項がない場合には、その旨）

(1) 当該電子決済手段等取引業者が提示する当該電子決済手段の購入における最新の価格

(2) 当該電子決済手段等取引業者が提示する当該電子決済手段の売却における最新の価格

イ (2) に規定する最新の約定価格

(4) イ (2) に規定する最新の参考価格

二 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等について電子決済手段等取引業の利用者に複数の取引の方法を提供する場合には、次に掲げる措置

イ 利用者の電子決済手段の交換等に係る注文について、電子決済手段の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めて公表し、かつ、実施する措置

ロ 利用者からの委託等に係る電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介、取次ぎ又は代理をしないで、自己がその相手方となつて当該売買又は交換を成立させたときは、その旨並びに当該売買又は交換を行なうことがイに規定する方針及び方法に適合する理由についての情報を、速やかに、書面の交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

ハ 利用者の電子決済手段の交換等に係る注文を執行した日から三月以内に、当該利用者から求められたときは、当該注文の執行がイに規定する方針及び方法に適合する理由並びに当該注文に係る電子決済手段の種類、数量及び売付け、買付け又は他の電子決済手段との交換の別、受注日時、約定期日時並びに執行の方法についての情報を、当該利用者から求められた日から二十日以内に、書面の交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

イ 利用者の電子決済手段の交換等に係る注文を執行した日から三月以内に、当該利用者から求められたときは、当該注文の執行がイに規定する方針及び方法に適合する理由並びに当該注文に係る電子決済手段の種類、数量及び売付け、買付け又は他の電子決済手段との交換の別、受注日時、約定期日時並びに執行の方法についての情報を、当該利用者から求められた日から二十日以内に、書面の交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

ロ 利用者の電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の利用者の利益が相反することにより利用者の利益が不当に害されることのないよう、当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業者又はその利害関係人と電子決済手段等取引業の利用者の利益が相反することにより利用者の利益が不当に害されることのないよう、当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等について、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は電子決済手段の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十八条第五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していない

第一項の規定によるもののほか、電子決済手段の管理を行う電子決済手段等取引業者は、次に掲げる方針を定めて公表し、かつ、実施する措置を講じなければならない。

一 電子決済手段を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第六十二条の十四第一項の規定により自己の電子決済手段と分別して管理する電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段で該利用者に対する負担する電子決済手段の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するため必要な対応及びそれを実施する時期を含む）
 二 電子決済手段等取引業の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合は、その業務に關し電子決済手段等取引業の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針
 前二項の規定によるものほか、電子決済手段等取引業者は、当該電子決済手段等取引業者が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（社内規則等）

第三十一条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の内容及び方法に応じ、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済手段等取引業者が講ずる法第六十二条の十六第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

一 電子決済手段信用取引に関する特則

第三十二条 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）との間で電子決済手段信用取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十九条第一項から第三項までの規定によるものほか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
 一 当該電子決済手段信用取引に関する損失の額が前号の保証金の額を上回ることとなるおそれがあるときは、その旨及びその理由
 二 当該電子決済手段信用取引に関する損失の額が前号の保証金の額を上回ることとなるおそれがあるときは、その旨及びその理由
 三 当該電子決済手段信用取引の信用供与に係る債務の額、弁済の期限及び決済の方法
 四 その他当該電子決済手段信用取引の内容に関し参考となると認められる事項

一 当該利用者から受領したものが電子決済手段信用取引の保証金である旨
 二 当該保証金に係る電子決済手段信用取引の種類及び電子決済手段信用取引の対象とする電子決済手段の種類

一 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段信用取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十九条第八項の規定によるものほか、当該電子決済手段信用取引の未決済勘定明細及び評価損益についての情報を提供しなければならない。
 二 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段信用取引を行った場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。
 一 電子決済手段等取引業の利用者（個人に限る。第三号において同じ。）の電子決済手段信用取引の保証金の額が、当該利用者が行おうとし、又は行う電子決済手段信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額に不足する場合に、当該利用者にその不足額を預託させることなく、当該電子決済手段信用取引を行い、又は当該電子決済手段信用取引の信用供与を継続することのないようにするため必要な措置
 二 電子決済手段等取引業の利用者（個人を除く。）の電子決済手段信用取引の保証金の額が、当該利用者が行おうとし、又は行う電子決済手段信用取引の額に当該電子決済手段信用取引の対象となる電子決済手段又は電子決済手段の組合せの電子決済手段リスク想定比率（これらの電子決済手段に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率をいう。以下この号において同じ。）を乗じて得た額（電子決済手段リスク想定比率を用いない電子決済手段等取引業者にあっては、当該電子決済手段信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額）に不足する場合に、当該利用者にその不足額を預託させることなく、当該電子決済手段信用取引を行い、又は当該電子決済手段信用取引の信用供与を継続することのないようにするため必要な措置
 三 電子決済手段等取引業の利用者がその計算において行つた電子決済手段信用取引を決済した場合に当該利用者に生ずることとなる損失の額が、当該利用者との間であらかじめ約した計算

方法により算出される額に達する場合に行うこととする電子決済手段信用取引の決済（以下この号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備するとともに、当該場合にロスカット取引を行う措置。

四 前三号に掲げるもののほか、その行う電子決済手段信用取引について、当該電子決済手段信用取引の内容その他の事情に応じ、電子決済手段信用取引に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置。

五 第一項、第三項及び前項に規定する保証金は、電子決済手段をもつて充てることができる。この場合において、第一項第一号中、「並びに」とあるのは、「当該保証金に充当することができる電子決済手段の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

六 電子決済手段等取引業者が預託を受けるべき電子決済手段信託の保証金は、全部又は一部の前項の規定により電子決済手段をもつて代用される場合におけるその代用価格は、認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額とする。

（金銭等の預託の禁止の適用除外）

第三十三条 法第六十二条の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 電子決済手段の交換等を行う場合 当該電子決済手段の交換等に関する利用者から金銭の預託を受ける場合であって、当該金銭を信託会社等への金銭信託（以下「利用者区分管理金銭信託」という。）により自己の固有財産と区分して管理するとき。

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 次に掲げる場合

イ 銀行等が業として行う場合

ロ 信託会社等が信託業法第二条第一項に規定する信託業として行う場合

ハ 資金移動業者が資金移動業として行う場合

ニ 当該行為に係る業務に関して利用者から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、法第二条第十項第四号の資金移動業者に移動させる場合

利用者区分管理金銭信託に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。

一 電子決済手段等取引業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引に係る利用者を元本の受益者とすること。

二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下「弁護士等」という。）をもつて充てられるものであること。

三 複数の利用者区分管理金銭信託を行う場合には、当該複数の利用者区分管理金銭信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

四 電子決済手段等取引業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認めることを除く。）。

イ 法第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消されたときは。

ロ 破産手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国電子決済手段等取引業者の全部の廃止（外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内において同様）に起因するもの）。

ハ 電子決済手段等取引業者にあっては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

八 電子決済手段等取引業者にあっては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国（外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内に設けた営業所の清算の開始）において解散されたとき。

同じ。）をしたとき、又は法第六十二条の二十五第三項の規定による電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

二 法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

五 利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合を除き、信託財産に属する金銭の運用が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百四十二条の二第一項第五号に規定する方法に準ずる方法に限られるものであること。

六 信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額（個別利用者区分管理金額（電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業に係る利用者の金銭を当該利用者ごとに算定した額をいう。第十四号及び次項において同じ。）の合計額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、電子決済手段等取引業者によりその不足額が解消されるものであること。

七 電子決済手段等取引業者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること（利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること）。

八 利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

九 次に掲げる場合以外の場合には、利用者区分管理金銭信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。

イ 信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額を超過する場合において、その超過額の範囲内で利用者区分管理金銭信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うとき。

ロ 他の利用者区分管理金銭信託に係る信託財産として信託することを目的として利用者区分管理金銭信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合

十一 電子決済手段等取引業者が第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人が特に必要と認める場合を除き、当該電子決済手段等取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行ふことができないものであること。

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。

十三 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

十四 利用者が受益権を行使する場合にそれぞれの利用者に支払われる金額が、当該受益権行使の日における元本換価額（利用者区分管理金銭信託に係る信託財産の元本を換価して得られる額（利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、元本額））に、当該日における利用者区分管理必要額に対する当該利用者に係る個別利用者区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別利用者区分管理金額を超える場合には、当該個別利用者区分管理金額）とされ

ていること。

十五 利用者が受益権行使する日における元本換価額が利用者区分管理必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。

十六 電子決済手段等取引業者は、個別利用者区分管理金額及び利用者区分管理必要額を毎営業日算定しなければならない。

四 第一項第一号の規定による金銭の管理は、その管理の状況について、第三十九条の規定に準じて監査（以下「金銭分別管理監査」という。）を受けるものでなければならない。

(電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者から除かれる者)

第三十四条 令第十九条の七第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 信託業法第一条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社
- 二 資金移動業者

(親会社等となる者)

第三十五条 令第十九条の七第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等(同項に規定する会社等をいう。以下同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の会社等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等(これに準ずる他の会社等であつて、有効な支配從属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等)

二 他の会社の議決権の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己的計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が保有している議決権と合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。)の過半について当該会社等が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次条第二号ロにおいて同じ。)を行っていること(当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の過半となる場合を含む。)。

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事實が存在すること。

三 会社等が自己的計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が保有している議決権と合わせて、子会社等以外の他の会社等が自己的計算において保有している議決権と合わせて、当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。)における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

(議決権の保有の判定)

(関連会社等となる者)

第三十六条 令第十九条の七第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針に対し重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この條において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における

一 会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。

ハ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が自己的計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権と合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合(当該会社等が自己的計算において議決権を保有していない場合を含む。)における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

(議決権の保有の判定)

(電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者から除かれる者)

第三十七条 令第十九条の七第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人(仮設人を含む。)の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資(以下この条において「株式等」という。)に係る議決権を含むものとする。

一 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

二 金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に对抗することができない場合

三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十九条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定によりその保有する株式等(この項の規定により令第十九条の七第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。)を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に对抗することができない場合

四 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかるわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

2 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を行う事業体をいう。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「譲渡会社等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかるわらず、譲渡会社等の子会社等(令第十九条の七第一項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。)に該当しないものと推定する。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができない権限又は投資を行いうのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式等

二 相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

（利用者の電子決済手段の管理）

第三十八条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。）をし、当該信託会社等において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一 電子決済手段等取引業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業に係る取引に係る利用者を元本の受益者とすること。

二 受託者が信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみを行うものであること。

三 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士等をもつて充てられるものであること。

四 複数の利用者区分管理電子決済手段信託を行いう場合には、当該複数の利用者区分管理電子決済手段信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

五 電子決済手段等取引業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認めることを除く。）。

イ 法第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消されたとき。

ロ 破産手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国

の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。第五項第六号ロにおいて同じ。）。

ハ 電子決済手段等取引業の全部の廃止（外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における電子決済手段等取引業の廃止。ハ及び第五項第六号ハにおいて同じ。）若しくは解散（外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内に設けた営業所の清算の開始。ハ及び同号ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十二条の二十五第三項の規定による電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

二 法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

六 利用者区分管理電子決済手段信託及び利用者区分管理電子決済手段自己信託（次項に規定する利用者区分管理電子決済手段自己信託をいう。次号ロにおいて同じ。）に係る信託財産に属する電子決済手段の数量（以下「受託電子決済手段数量」という。）が利用者区分管理必要数量（個別利用者区分管理数量（電子決済手段等取引業の行う電子決済手段等取引業に関し管理制度する利用者の電子決済手段（第七項の規定により管理するものを除く。）を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）の合計数量をいう。以下同じ。）に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、電子決済手段等取引業者によりそ

の不足数量が解消されるものであること。

七 次のイ及びロに掲げる場合以外の場合には、利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約全部又は一部の解約を行なうことができないものであること。

イ 受託電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量を超過する場合において、その超過数量の範囲内で利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約の全部又は一部の解約を行なうとき。

ロ 他の利用者区分管理電子決済手段信託又は利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産として信託することを目的として利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合

又はロに掲げる場合に行なう利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産を委託者に帰属させるものであること。

九 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。

十 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

十一 利用者が受益権を行使する場合にそれぞれの利用者に返還される電子決済手段の数量が、当該受益権の行使の日における受託電子決済手段数量に、当該日における利用者区分管理必要数量に対する当該利用者に係る個別利用者区分管理数量の割合を乗じて得た数量（当該数量が当該個別利用者区分管理数量を超える場合には、当該個別利用者区分管理数量）とされていること。

十二 利用者が受益権を行使する日における受託電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量を超過する場合には、その超過数量に係る電子決済手段は委託者に帰属するものであること。

十三 第一项の規定にかかるらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第八号）第二十三条第三号に掲げる方法によつてする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己的帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するため必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

一 資本金の額及び純資産額が三千万円以上であること。

二 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の規定が、法令に適合し、かつ、当該事務を適正に遂行するため十分なものであること。

三 人的構成に照らして、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 電子決済手段等取引業者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十六号により作成した承認申請書に、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類その他の参考となるべき事項を記載した書面を添付して、同項の財務局長等に提出しなければならない。

五 利用者区分管理電子決済手段自己信託は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。

一 電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業に係る取引に係る利用者を元本の受益者とすること。

二 受託者が信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみを行うものであること。

三 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士等をもつて充てられるものであること。

四 複数の利用者区分管理電子決済手段自己信託を行なう場合には、当該複数の利用者区分管理電子決済手段自己信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

五 利用者区分管理電子決済手段信託を行なう場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託について当該利用者区分管理電子決済手段信託と同一の受益者代理人を選任するものであること。

六 電子決済手段等取引業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限行使することを認める場合を除く。）。

イ 法第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消されたとき。

ロ 口 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき。

ハ 電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散をしたとき、又は法第六十二条の二十五第三項の規定による電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ニ 法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

八 次のイ及びロに掲げる場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部を終了させることができないものであること。

イ 受託電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量を超過する場合において、その超過数量の範囲内で利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部を終了させるとき。

ロ 利用者区分管理電子決済手段信託又は他の利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産として信託することを目的として利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部を終了させる場合

九 前号イ又はロに掲げる場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部の終了に係る信託財産を委託者に帰属させるものであること。

十 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。

十一 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る利用者区分管理電子決済手段自己信託を終了することができるものであること。

十二 利用者が受益権を行使する場合にそれぞれの利用者に返還される電子決済手段の数量が、当該受益権の行使の日における受託電子決済手段数量に、当該日における利用者区分管理必要数量に対する当該利用者に係る個別利用者区分管理数量の割合を乗じて得た数量（当該数量が当該個別利用者区分管理数量を超える場合には、当該個別利用者区分管理数量を算定しなければならない。）とされていること。

十三 利用者が受益権を行使する日における受託電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量を超過する場合には、その超過数量に係る電子決済手段は委託者に帰属するものであること。

十四 第一項及び第三項の規定にかかるわらず、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、当該項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段等取引業者は、個別利用者区分管理数量及び利用者区分管理必要数量を毎営業日

電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるときは、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、当該電子決済手段を管理しなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる方法（電子決済手段等取引業の利用者の利便の確保及び電子決済手段等取引業の円滑な遂行を図るために、その行う電子決済手段等取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段にあっては、イに掲げる方法）

イ 利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己的帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号イにおいて同じ。）で管理する方法

ロ 利用者の電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 次のイ及びロに掲げる方法（電子決済手段等取引業の利用者の利便の確保及び電子決済手段等取引業の円滑な遂行のために、その行う電子決済手段等取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段にあっては、イに掲げる方法）

イ 第三者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

ロ 利用者の電子決済手段の保全に関する管理監査（利用者財産に係る分別管理監査）

イ 第三者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

ロ 利用者の電子決済手段の保全に関する管理監査（利用者財産に係る分別管理監査）

イ 第三十九条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「電子決済手段分別管理監査」という。）を受けなければならない。

ロ 次に掲げる者は、電子決済手段分別管理監査をすることができない者

一 公認会計士法の規定により、電子決済手段分別管理監査に係る業務をすることができない者

二 電子決済手段等取引業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（発行者等との契約締結義務）

第四十条 法第六十二条の十五に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が第

三十一条第一項第六号イに掲げる措置を講じている場合とする。

2 一 電子決済手段関連業務を行う場合 次に掲げる事項

二 法第六十二条の十五に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

イ 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項

ロ 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者がその発行する電子決済手段の保有者を把握するため必要な情報を当該電子決済手段等取引業者が当該発行する者の求めに応じて速やかに提供するため必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 次に掲げる事項

イ 当該行為に係る業務に關し利用者に損害が生じた場合における当該損害についての法第二条第十項第四号の資金移動業者と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項

ロ 法第二条第十項第四号の資金移動業者が為替取引に關し負担する債務に係る債権者を把握するため必要な情報を当該電子決済手段等取引業者が当該資金移動業者の求めに応じて速やかに提供するため必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

第四十一条 法第六十二条の十六第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に從事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

第四十二条 法第六十二条の十六第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

二 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

（電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

四 第二十八条に規定する資金移動業等関連苦情のうち電子決済手段等取引業務に関するものを行う。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に關する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

五 電子決済手段等取引業に関する苦情の処理に關する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に關する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

六 電子決済手段等取引業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

七 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。

八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。

九 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を處理する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。

十 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を處理する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。

十一 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を處理する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。

十二 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を處理する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。

十三 法第六十二条の十六第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により電子決済手段等取引業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち電子決済手段等取引業務に関するもの）をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。

三 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。

四 電子決済手段等取引業関連紛争の解決に關する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。

五 前項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかるわらず、電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により電子決済手段等取引業の処理又は電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 法第一百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行ふ役員（役員が法人であるときは、その職務を行ふべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第一百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者を経過しない者又は法第二十四条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（特定電子決済手段等）

第四十三条 法第六十二条の十七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子決済手段のうち、外国通貨で表示されるもの

二 電子決済手段のうち、法第二条第五項第四号に掲げるもの

（契約の種類）

第四十四条 法第六十二条の十七第一項において準用する金融商品取引法（以下この章において「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定電子決済手段等取引契約（同項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下この章において同じ。）とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第四十五条 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた電子決済手段等取引業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第四十八条において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下この章において同じ。）以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十六条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 電子決済手段等取引業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行ふ電子決済手段等取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該電子決済手段等取引業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機

機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法

同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、同項に規定する事項の提供を行う電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル(電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録される記載事項を記録させた旨を記録するため記載事項を記録する方法)であつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させて利用者の閲覧に供下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

一 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨を利用者に対し通知するものでなければならない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法は、記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものである。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録するものである。

ロ 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものである。

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものである。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録するものである。

ロ 前項に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機との接続によって接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第四十七条 令第十九条の八第一項及び第十九条の九第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法

同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、同項に規定する事項の提供を行う電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

一 前条第一項各号又は第四十九条第一項各号に掲げる方法のうち電子決済手段等取引業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第四十八条 準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定電子決済手段等取引契約である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関する復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に對象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用して同意の取得)

第四十九条 準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

ロ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるるもの

イ 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「利用者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

一 前項各号に掲げる方法は、電子決済手段等取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十条 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済手段等取引業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条において同じ。)とする旨

二 当該日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済手段等取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいふ。次条第二項第三号及び第五十二条において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項）
第五十一条 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十三条において同じ。）に関する申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた電子決済手段等取引業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）
第五十二条 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。
 一 承諾日から期日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用について
 は、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）
第五十三条 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出しができる営業者等）
第五十四条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。
 二 その締結した商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条规定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限责任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）
 イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限责任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出しができる個人）
第五十五条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第五十七条第二項第三号及び第五十八条において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。
 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
 イ 有価証券（次に掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七条号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）
 ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 農業協同組合法第十二条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十二条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十二条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十项に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外國商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利

チ 第四十三条各号に掲げるもの
 三 申出者が最初に当該電子決済手段等取引業者との間で特定電子決済手段等取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十六条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三

十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済手段等取引業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十八条において同じ。）とする旨

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済手段等取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第五十七条

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三

十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十九条において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

三 第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三

三第十四条の三第二項の規定による承諾を行つた電子決済手段等取引業者のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第五十八条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三

十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三

三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第五十九条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三

十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定電子決済手段等取引契約である旨

三 承諾日以後に對象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三

十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

（広告類似行為）

第六十条 準用金融商品取引法第三十七条规定に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便

（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定

する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定電子決済手段等取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする電子決済手段等取引業者の商号又はその通称

ハ 令第十九条の十第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

（1） 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この章において「契約締結前交付書面」という。）

（2） 第六十七条第一項第二号ロに規定する契約変更書面

（特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容についての広告等の表示方法）

第六十一条 電子決済手段等取引業者がその行う特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項及び第六十四条第一項第二号において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 電子決済手段等取引業者がその行う特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容について広告等をするときは、令第十九条の十第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（利用者が支払うべき対価に関する事項）

第六十二条 令第十九条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のかかる名称によるかを問わず、特定電子決済手段等取引契約に關して利用者が支払うべき対価（電子決済手段の価格又は電子決済手段信用取引について利用者が預託すべき保証金の額を除く。以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の

概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。
(利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第六十三条 令第十九条の十第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定電子決済手段等取引契約と同種の内容の特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合
- 二 既に成立していいる特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に係り既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に係り既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合は、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次号及び次項並びに第七十三条第一号ロにおいて「契約変更書面」という)を交付しているとき。

第六十四条 令第十九条の十第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一般放送事業者(放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。)の放送設備により放送をさせる方法
- 二 電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して利用者に閲覧させる方法
- 三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

令第十九条の十第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第六十条第三号ニに掲げる事項とする。
(誇大広告をしてはならない事項)

第六十五条 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定電子決済手段等取引契約の解除に関する事項
- 二 特定電子決済手段等取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定電子決済手段等取引契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 特定電子決済手段等取引契約に関する利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
- 五 電子決済手段等取引業者の資力又は信用に関する事項
- 六 電子決済手段等取引業者の電子決済手段等取引業の実績に関する事項
(契約締結前交付書面の記載方法)

第六十六条 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第六号に掲げる事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 電子決済手段等取引業者は、契約締結前交付書面には、第六十九条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。
(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第六十七条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 利用者が支払うべき対価に関する事項
- 二 利用者がから請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

第六十八条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のかかる名称によるかを問わず、特定電子決済手段等取引契約に

関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

- 第六十九条** 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
 - 二 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称
 - 三 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所
 - 四 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名
 - 五 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の譲渡手続に関する事項
 - 六 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の譲渡に制限がある場合にあっては、その旨及び当該制限の内容
 - 七 取引の最低単位の他の当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法
 - 八 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法
 - 九 当該特定電子決済手段等取引契約の解約時の取扱い（手数料等の計算方法を含む。）
 - 十 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
 - 十一 当該特定電子決済手段等取引契約に関する租税の概要
 - 十二 当該特定電子決済手段等取引契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容
 - 十三 利用者が当該電子決済手段等取引業者に連絡する方法
 - 十四 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあっては、その名称並びに当該電子決済手段等取引業者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となることによる認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となつていている場合については、その名称
 - 十五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該電子決済手段等取引業者が法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
 - ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該電子決済手段等取引業者の法第六十二条の十六第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
 - 十六 その他特定電子決済手段等取引契約の締結に関し参考となると認められる事項
 - （契約締結時交付書面の記載事項）
 - 一 特定電子決済手段等取引契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 二 当該電子決済手段等取引業者の商号
 - 三 当該特定電子決済手段等取引契約の概要
 - 四 当該特定電子決済手段等取引契約が電子決済手段の交換等を行うことを内容とする契約である場合にあっては、次に掲げる事項

イ	自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別
ロ	売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別
ハ	当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称
二	約定数量
三	約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）
四	利用者が支払うこととなる金銭の額及び計算方法
五	当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法
六	当該特定電子決済手段等取引契約の解約時の取扱い（手数料等の計算方法を含む。）
七	当該特定電子決済手段等取引契約の成立の年月日
八	当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法
九	利用者の氏名又は名称
十	利用者が当該電子決済手段等取引業者に連絡する方法
十一	前各号に掲げる事項のほか、取引の内容を適確に示すために必要な事項
（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）	
一	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
二	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。
三	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、次の各号のいずれかに該当するときとする。
四	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
五	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。
六	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。
七	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。
八	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。
九	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
十	当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
（契約締結時交付書面の意義その他の事項）	
一	金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二	信用格付（金融商品取引法第一条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
イ	商号、名称又は氏名
ロ	法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
ハ	本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
三	信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四	信用格付の前提、意義及び限界
一	前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
二	金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

- 二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
- 三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
- 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
- 五 信用格付の前提、意義及び限界
（禁止行為）
- 第七十三条** 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（口に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定電子決済手段等取引契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定電子決済手段等取引契約を締結する行為
- イ 契約締結前交付書面
ロ 契約変更書面
- 二 特定電子決済手段等取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 特定電子決済手段等取引契約につき、利用者若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は利用者若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- 四 特定電子決済手段等取引契約の締結又は解約に関する照会に回答できる体制が整備されていない場合とする。
- 第三章 監督**
- 第七十五条** 法第六十一条の十八に規定する電子決済手段等取引業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。
- 一 電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあっては、顧客勘定元帳
- 二 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合にあっては、当該行為に係る取引記録
- 三 総勘定元帳
- 四 電子決済手段等取引業の利用者の金銭の管理を行う場合にあっては、次に掲げる記録
- イ 各営業日における管理する当該利用者の金銭の額の記録
- ロ 第三十三条第一項第一号に定める場合にあっては、次に掲げる記録
- (1) 各営業日における利用者区分管理金銭信託に係る信託財産の額の記録

- 七** (2) 金銭分別管理監査の結果に関する記録
- 七** 電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段の管理を行う場合にあっては、次に掲げる記録
イ 各営業日における管理する当該利用者の電子決済手段の数量の記録
ロ 第三十八条第一項又は第三項に規定する方法により電子決済手段の管理を行う場合にあっては、次に掲げる記録
- (1) 各営業日における利用者区分管理電子決済手段数量の記録
イ 已信託に係る信託財産の額及び受託電子決済手段数量の記録
- (2) 電子決済手段分別管理監査の結果に関する記録
- 2** 電子決済手段等取引業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第四号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第五号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも七年間、同項第六号及び第七号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。
- 3** 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第八十一条において同じ。）をもつて作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを作成され、閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。
- 第七十六条** 前条第一項第一号に規定する電子決済手段関連業務に係る取引記録とは、次に掲げるものとする。
- 一 取引日記帳
二 媒介又は代理に係る取引記録
三 自己勘定元帳
- 2** 前項第一号の取引日記帳には、法第二条第十項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るもの）を除く。）に係り、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 約定年月日
二 利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行う場合にあっては、電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称
三 自己又は取次ぎの別
四 売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別
五 電子決済手段の名称
六 電子決済手段の数量
- 7** 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）
- 八 取次ぎの場合にあっては、次に掲げる事項
イ 相手方の氏名又は名称
ロ 取引にして受け取る手数料、報酬その他の対価の額
九 電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項
イ 電子決済手段信用取引である旨
ロ 新規又は決済の別
ハ 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
ニ 当該電子決済手段信用取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第十項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 媒介又は代理の内容

二 電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称

三 媒介又は代理の別

四 電子決済手段の名称

五 電子決済手段の数量

六 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）

七 媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

八 電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段信用取引である旨

ロ 新規又は決済の別

ハ 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限

ニ 当該電子決済手段信用取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

三 約定年月日

四 相手方を自己において選択する取引である場合にあっては、相手方の氏名又は名称

五 電子決済手段の数量

六 自己が保有する金銭の額及び電子決済手段の数量の残高

（顧客勘定元帳）

二 電子決済手段の管理を行う者にあっては、電子決済手段管理明細簿

三 前項第一号の利用者勘定元帳は、次に掲げるものとする。

四 電子決済手段の交換等又は法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う者にあっては、利用者

（顧客勘定元帳）

二 電子決済手段の管理を行う者にあっては、電子決済手段等取引業の利用者ごとに作成し、次の各号に掲

一 電子決済手段の交換等を行う場合 次に掲げる事項

イ 利用者の氏名又は名称

ロ 入出金及びその年月日並びに差引残高

ハ 電子決済手段の名称

ニ 自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別

オ 売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別

メ 約定年月日

ト 電子決済手段の数量

チ 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）

リ 電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段信用取引である旨

（2） 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限

（3） 保証金に関する事項（保証金の種類、受入年月日又は返却年月日及び金額又は数量）

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 次に掲げる事項

イ 利用者の氏名又は名称

四 口 利用者の有する為替取引に関する債務に係る債権の額の増減及びその年月日並びに当該債権の差引残高

五 第一項第二号の電子決済手段管理明細簿は、電子決済手段等取引業の利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受入れ又は引出しの別及びその年月日並びに差引残高

二 利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称

三 電子決済手段の名称

四 電子決済手段の数量

（注文伝票）

第五十条 第七十五条第一項第五号の注文伝票には、法第二条第十項第一号及び第二号に掲げる行為に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別（自己の取引の発注の場合にあっては、自己）

二 電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称

三 電子決済手段の名称

四 売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別

五 受注数量及び発注数量

六 約定数量

七 指値又は成行の別（指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が当日中であるものを除く。）を含む。）

八 受注日時及び発注日時

九 約定日時

十 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）

十一 電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段信用取引である旨

ロ 新規又は決済の別

ハ 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限

十二 取引が不成立の場合には、第六号、第九号及び第十号に掲げる事項に代えて、その旨及びその原因

（電子決済手段等取引業に関する報告書）

第十九条 法第六十二条の十九第一項の報告書は、事業概況書及び電子決済手段等取引業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十七号（外国電子決済手段等取引業者にあっては、別紙様式第十八号）により作成し、第八十一条第一項に定める書類を添付して、事業年度の末日から三月以内（外国電子決済手段等取引業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

（電子決済手段の管理に関する報告書）

第二十条 法第六十二条の十九第二項に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときは、その三月末満の期間。次項及び次条第二項において「対象期間」という。）とする。

二 法第六十二条の十九第二項の報告書は、別紙様式第十九号により作成し、次条第二項各号に掲

げる書類を添付して、対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。ただ

し、同項第一号に掲げる書類は、対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

（報告書の添付書類）

二 法第六十二条の十九第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とす

一 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 電子決済手段の管理を行なう電子決済手段等取引業者にあっては、前号に掲げる書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

三 電子決済手段等取引業の利用者の金銭を管理する場合にあっては、電磁的記録に記録された事業年度の末日における当該利用者の金銭の額に係る情報を書面に出力したものその他の当該利用者の金銭の額を証する書類

四 金銭分別管理監査を受けた場合にあっては、公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

法第六十二条の十九第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 対象期間に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 電磁的記録に記録された対象期間の末日における電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の電子決済手段の残高に係る情報を書面に出力したものその他の当該利用者の電子決済手段の数量を証する書類

三 電子決済手段等取引業の利用者の金銭を管理する場合にあっては、電磁的記録に記録された対象期間の末日における当該利用者の金銭の額に係る情報を書面に出力したものその他の当該利用者の金銭の額を証する書類

四 金銭分別管理監査又は電子決済手段分別管理監査を受けた場合にあっては、公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

第八十二条 法第六十二条の二十二第二項及び第六十二条の二十四の規定による公告は、官報によるものとする。

第四章 雜則

（廃止の届出等）

第八十三条 法第六十二条の二十五第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 届出事由

四 法第六十二条の二十五第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五 電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

3 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済手段等取引業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済手段等取引業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

4 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告及し営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び電子決済手段等取引業の利用者の財産の返還又は利用者への移転の方

法を示すものとする。

5 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成したことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 電子決済手段等取引業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合）

第八十四条 法第六十二条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済手段等取引業の全部を他の電子決済手段等取引業者に承継させた場合とする。

（法令違反行為等の届出）

第八十五条 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。）は、取締役等又は従業者に電子決済手段等取引業に関し法令に違反する行為又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を來す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十二号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

一 当該行為が発生した営業所又は事務所の名称

二 当該行為を行つた取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名

三 当該行為の概要
（経由官庁）

第八十六条 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の三の登録を受けようとする者並びに法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者及び同条第三項の規定による届出をしようとする発行者を含む。次条において同じ。）は、法第六十二条の四第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等を（令第三十一条第一項に規定する主たる営業所等をいう。次項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 電子決済手段等取引業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。
(申請書等の認定資金決済事業者協会の経由)

第八十七条 電子決済手段等取引業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第八十八条 金融庁長官又は財務局長等は、法第六十二条の三の登録若しくは法第六十二条の七第一項の変更登録又は第三十八条第三項の承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するため必要とする期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要とする期間

3 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するため必要とする

期間

（施行期日）

第一条 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号。附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第二項の規定は、この府令の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、適用しない。
(準備行為)

第三条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第六十二条の三の登録を受けようとする者は、この府令の施行前ににおいても、新資金決済法第六十二条の四第一項の登録申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

附 則（令和五年一一月二七日内閣府令第八七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二二日内閣府令第一九号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別紙様式第1号（第7条関係）

別紙様式第1号（第7条関係）

(日本産業規格A4)
(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号) -
申請者 住所
電話番号 () -
商 号
代表者の
氏 名

登録申請書

資金決済に関する法律第62条の4第1項の規定により電子決済手段等取引業者の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)
氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登録番号 (ふりがな)	財務(支)局長 第 号(年 月 日)
1. 商号 (ふりがな)
2. 代表者の氏名 (ふりがな)
3. 住所 (郵便番号 -)	電話番号() -
4. 資本金の額	千円
5. 取締役及び監査役等 (ふりがな) 氏名又は名称	
	役職名

6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先 (ふりがな) 営業所の所在地 (郵便番号 -)	
連絡先	電話番号() -

(記載上の注意)

- ※ 登録番号には、記載しないこと。
- 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
- 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
- 「取締役及び監査役等」は、監査委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与監査会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。
- 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、そそれを同様に記載すること。
- 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合は、主要店・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（営業委託先も含む）の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地		
名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() -

(記載上の注意)

- 「商号」の手書き用紙の表記上主要な活動が行われる場所を記載すること。
- 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
- 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 電子決済手段等取引業の業務の種別

--

(記載上の注意)

- 電子決済手段等取引業の業務の種別は、次のいずれかを記載すること。
 ① 電子決済手段開発業務
 ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務

(第5面)

9. 取り扱う電子決済手段の名称及びその概要並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称、住所及びその概要

電子決済手段の名称	電子決済手段の 商号又は名称	電子決済手段の 住所	電子決済手段の 単位
電子決済手段を発行する者 の商号又は名称			
電子決済手段を発行する者 の住所			
電子決済手段を発行する者 の属性等			
電子決済手段を発行する者 の概要			
電子決済手段の法第2条第 5項各号の該当性			
外国電子決済手段の該当性			
電子決済手段の主な用途			
電子決済手段の保有又は移 転の仕組み			
電子決済手段の発行状況			
電子決済手段の流通状況			

(第6面)

電子決済手段に内在するリスク
償還に要する期間
その他事項

(記入の注意)
 1. 「電子決済手段に内在するリスク」欄に記載すること。
 2. 債権者及び取引相手との間に記載すること。
 3. 「電子決済手段の償還」欄に記載すること。
 4. 「電子決済手段の発行」欄に記載すること。電子決済手段を発行する者が国内の事業者の場合には、銀行等、資本移動業者又は特定記録会社のいずれかを記載すること。電子決済手段を発行する者が外国の事業者の場合には、当該事業者が取得している若又は発行法に相当する外債の法の規定による法第37条の登録若しくは発行法第4条第1項の免許と同等の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む)又は法第37条の2第3項の規定による届出と同等の届出について記載すること。
 5. 「電子決済手段の発行」欄第5項各号の該当性)は、法第2条第3項各号のいずれの電子決済手段に該当するかについて記載すること。
 6. 「外國電子決済手段の該当性」は、外國電子決済手段(第30条第1項第5号に規定する外國電子決済手段をいう。)に該当するかについて記載すること。
 7. 「電子決済手段の保有又は移転の仕組み」は、電子決済手段の発行又は移転に係る記録の方及び取引の認証方等並びに当該電子決済手段の保有又は移転の仕組み、保有又は移転に係る情報を記載すること。
 8. 「電子決済手段の発行状況」は、総発行額及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。
 9. 「電子決済手段の流通状況」は、既に取り扱われている電子決済手段の場合には、当該電子決済手段を販売する電子決済手段取引業者及びその取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、販売に寄与される電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。
 10. 「償還に要する期間」は、電子決済手段の償還に要する標準履行期間について記載すること。
 11. 「その他事項」は、特定期の者によりその債務の履行を保護されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称を記載すること。
 12. 「電子決済手段の発行」欄に記載する場合は、当該電子決済手段を発行する者が銀行等の金融機関に開設された電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。

(第7面)

10. 資金移動業者の商号、住所及びその概要	
商 号	
住 所	
資金移動業者の名称	
資金移動業者の種別	1 第一種資金移動業 2 第二種資金移動業 3 第三種資金移動業
取扱上限金額	
その他事項	

(記入の注意)
 1. 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務を行う場合に記載すること。
 2. 「資金移動業者の種別」は、資金移動業者が現に行っている資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
 3. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
 4. 「上記の資金移動業に係るサービスについて委託を受けるときは、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。
 5. 記載しなきときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

(第8面)

11. 電子決済手段等取引業の内容及び方法

(1) 電子決済手段等取引業の内容及び方法

電子決済手段等取引業の名称	
電子決済手段等取引業の種類	
電子決済手段等取引業の内容	
取り扱う電子決済手段の名称	
利用者からの申込みの受け方	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
電子決済手段と法定通貨又は他の電子決済手段の交換レート又は交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、割合 若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「電子決済手段等取引業の種類」は、法律第2条第1項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、法律第2条第1項各号に該当する業種を行つ場合は、その旨を記載すること。
3. 「取扱上限金額」は、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移動の上限金額及び利用者のために保管する電子決済手段（以下「受託電子決済手段」といふ。）の上限金額及び法律第2条第10項第4号に規定する為替業者に対する債務に係る債務の移動の上限金額を記載すること。また、受託電子決済手段を電子決済手段等取引業者及び業界による収益の移動防止に関する法律第10条の3第1項に規定する他の電子決済手段等取引業者が保管しない口座に移動する場合には、その移動の上限金額を記載すること。
4. 「役務提供範囲等」は、電子決済手段等取引業者が提供する業又は地域を記載し、当該電子決済手段等取引業者が外洋で行う場合は、該当する外洋港の種別について記載すること。
5. 「利用者が支払うべき手数料、割合又は費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託契約に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。

6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

(2) 電子決済手段等取引業の概要図



(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、資金移動業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

(第10面)

(3) 第33条第1項各号に規定する金銭等の預託の禁止の適用除外及び当該金銭等に係る管理の方法

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業者の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。
①電子決済手段等取引業者をもつた者、第33条第1項各号に基づく管理の方法について記載すること。
②電子決済手段等取引業者をもつた者、第33条第1項第2号イからニまでのいずれに該当するかを明示し上で管理の方法について記載すること。
2. 第33条第1項第1号に基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、信託会社等の藤井又は名称及び金銭信託の内容を、同項第2号ニに基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、その管理の内容について具体的に記載すること。
3. 金銭信託が元本補償の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(第11面)

(4) 法第62条の14第1項に規定する利用者の電子決済手段に係る管理の方法

(記載上の注意)

1. 電子決済手段に係る管理の方法については、原則として、電子決済手段の種類ごとに具体的に記載すること。
2. 次のいずれの管理方法であるか明らかにして記載すること。第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名前を併せて記載すること。
①の管理方法による場合は、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を専任に遂行することができる人の構成（第38条第3項第3号）と併せて記載すること。
①第38条第1項による管理方法
②第38条第3項による管理方法
③第38条第7項第1号による管理方法
④第38条第7項第2号による管理方法
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

(第12面)

12. 業務委託の状況

委託先の氏名等	委託に係る業務の内容	
氏名又は商号若しくは 名称	住 所	

(記載上の注意)

- 業務委託の状況は、電子決済手段等取引業の内容ごとに記載すること。
- 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

(第13面)

13. 主要株主の氏名又は商号若しくは名称

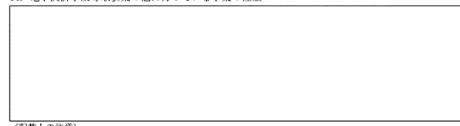
(ふりがな) 氏名又は商号若しくは名称	保有する議決権の数	割合
.....	個	%
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		

(記載上の注意)

- 「主要株主」とは、第8条第4号に規定する主要株主いう。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。
- 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
- 保有する議決権の数が多い順位に並び作成すること。
- 「割合」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
- 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。

(第14面)

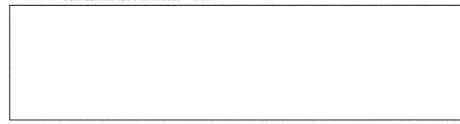
14. 電子決済手段等取引業の他に行っている事業の種類



(記載上の注意)

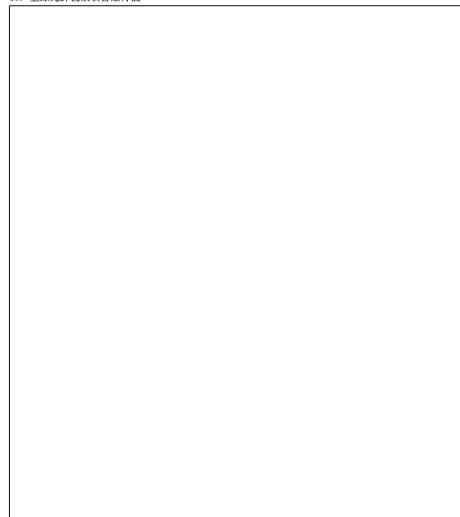
1. 日本標準産業分類表種分類により記載すること。
2. その行う電子決済手段等取引業に同じ、電子決済手段の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

15. 加入する認定資金決済事業者協会の名称



(第15面)

16. 登録免許証領収書貼付欄



別紙様式第2号 (第7条関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 哲

(郵便番号 -)
申請者 住所 電話番号 () -
商 号代表者の氏名
国内における
代表者の氏名

登録申請書

資金決済に関する法律第62条の4第1項の規定により電子決済手段取引業者の登録を申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
 (記載上の注意)
 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書きで併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
1. 商 号 (ふりがな)		
2. 代表者の氏名 (ふりがな)		
3. 本国外における本店の所在 (ふりがな)		
4. 国内における代表者の氏名 (ふりがな)		
5. 住 所 (郵便番号 -) 電話番号 () -		
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けて登録等		
7. 資本金の額 (千円)		
8. 取締役及び監査役に相当する者 (ふりがな)		
氏名又は名称	役職名	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

(第3面)

(ふりがな) 営業所の所在地 連絡先	(郵便番号) — 電話番号() —
--------------------------	-----------------------

(記載上の注意)

- ※「登録番号」には、記載しないこと。
- 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
- 「国外の法令により当該外国において受けている登録等」は、法に相当する国外の法令の規定により当該国において法務省令第3の登録と同種類の登録（当該登録に附するその他の行政区分を含む。）を記載すること。
- 「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国電子決済手段取引業者における取締役及び監査役に相当する者を記載すること。
- 「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
- 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要な地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（業者連絡先も含む。）の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書きで併せて記載することができる。

(第4面)

10. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() —

(記載上の注意)

- 電子決済手段取引業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
- 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
- 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在名のみを記載ができる。

(第5面)

11. 電子決済手段等取引業の業務の種別

--

(記載上の注意)

電子決済手段等取引業の業務の種別は、次のいずれかを記載すること。

- ① 電子決済手段開発業務
- ② 法第2条第1項第4号に掲げる行為に係る業務

(第6面)

12. 取り扱う電子決済手段の名称及びその概要並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称、住所及びその概要

電子決済手段の名称	電子決済手段の 単位
電子決済手段を発行する者の 商号又は名称	
電子決済手段を発行する者の 住所	
電子決済手段を発行する者の 属性等	
電子決済手段を発行する者の 概要	
電子決済手段の法第2条第 5項各号の該当性	
外国電子決済手段の該当性	
電子決済手段の主な用途	
電子決済手段の保有又は移 転の仕組み	
電子決済手段の発行状況	
電子決済手段の流通状況	

(第7面)

電子決済手段に内在するリスク
償還に要する期間
その他事項

(記載上の注意) 債務の履行期日と債務を履行する場合に記載すること。

2. 「取り扱い電子決済手段ごとに記載すること。」
3. 「電子決済手段の運営者（運営業者）は、電子決済手段を発行する者が国内の事業者の場合には、銀行等、資本移動業者又は特定預金会社のいずれかを記載すること。電子決済手段を発行する者が国外の事業者の場合には、当該事業者が取得している法又は銀行法に相当する外国の法の規定による法第37条の登録若しくは銀行法第4条第1項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）又は法第37条の2第3項の規定による届出と同等の届出について記載すること。」
5. 「取り扱い電子決済手段の運営者（運営業者）は、法第2条第3項各号のいずれかの電子決済手段に該当する場合について記載すること。」
6. 「外國電子決済手段の運営性」は、外國電子決済手段（第30条第1項第5号に規定する外國電子決済手段をいう。）に該当する場合について記載すること。」
7. 「電子決済手段の保有又に移転の仕組み」は、電子決済手段の発行又に移転に係る記録の方法及び取引の認証方法等並びに当該電子決済手段の保有又に移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記載する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）について簡潔に記載すること。」
8. 「電子決済手段の発行状況」は、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。」
9. 「電子決済手段の流通状況」は、既に取り扱われている電子決済手段の場合には、当該電子決済手段を複数の電子決済手段取引業者及びその取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、新規に発行される電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。」
10. 「償還に要する期間」は、電子決済手段の償還に要する標準履行期間について記載すること。」
11. 「(その他)事業者の特徴の者によりその種別を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及び登記上の種別を記載すること。電子決済手段の種別又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業者が存在する場合は、その者の名前及びその事業の概要並びにその利用者が認識すべき当該電子決済手段の特性について簡潔に記載すること。」
12. 「取り扱い電子決済手段の権利について記載しなれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第7面の次に添付すること。」

(第8面)

13. 資金移動業者の商号、住所及びその概要

商 号	
住 所	
資金移動業者の名称	
資金移動業者の種別	1 第一種資金移動業 2 第二種資金移動業 3 第三種資金移動業
取扱上限金額	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 法第2条第4号に掲げる行為に係る業務を行う場合に記載すること。」
2. 「資金移動業者の種別」は、資金移動業者が現に行っている資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。」
3. 「「取扱上限金額」は、提供する各種取引における取扱上限金額を記載すること。」
4. 「二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受けるときは、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。」
5. 「記載しなれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。」

(第9面)

14. 電子決済手段等取引業の内容及び方法

(1) 電子決済手段等取引業の内容及び方法

電子決済手段等取引業の名称	
電子決済手段等取引業の種類	
電子決済手段等取引業の内容	
取り扱う電子決済手段の名称	
利用者からの申込みの受け方	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
電子決済手段と法定通貨又は他の電子決済手段との交換レート又は交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬 若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

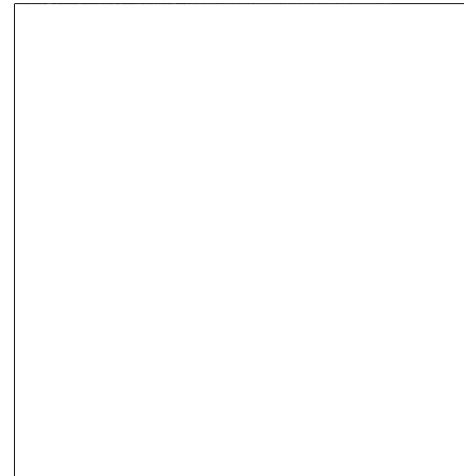
(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「取扱上取引業の種類」は、法第9条第1項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、「電子決済手段利用契約に該当する業者」は、その旨を記載すること。
3. 「取扱上限金額」は、電子決済手段等取引業者が利用者の指揮により行う電子決済手段の移動の上限金額及び利用者のために管理する電子決済手段（以下3.において「受託電子決済手段」という。）の上限金額及び法第2条第10項第4号に規定するあ替引に関する債務に係る債務の取扱上限金額を記載すること。また、受託電子決済手段電子決済手段等取引業者による収益の移動防止に関する法律第10条の3第1項に規定する他の電子決済手段等取引業者が管理しない口座に移転する場合には、その移転の上限金額を記載すること。
4. 「報酬作成範囲等」は、電子決済手段等取引業を提供する又は他社を記載し、当該電子決済手段等取引業者を外-decorationで行う場合には取引契約外の報酬の種類について記載すること。
5. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。

6. 記載されないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

(第10面)

(2) 電子決済手段等取引業の概要図



(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、資金移動業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。
2. 記載されないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(第11面)

(3) 第33条第1項各号に規定する金銭等の預託の禁止の適用除外及び当該金銭に係る管理の方法

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。
 ① 電子決済手段の実施等を行う場合 第33条第1項第1号に基づく管轄の方法について記載すること。
 ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為を行う場合 第33条第1項第2号からニまでのいずれに該当するかを明示した上で管理の方法について記載すること。
2. 第33条第1項第1号に基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、信託会社等の商号又は名称及び金銭信託の内容を、同項第2号ニに基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、その管理の内容について具体的に記載すること。
3. 第33条第1項第3号に掲げる権利のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

(第12面)

(4) 法第62条の14第1項に規定する利用者の電子決済手段に係る管理の方法

(記載上の注意)

1. 利用者の電子決済手段に係る管理の方法については、原則として、電子決済手段の種類ごとに具体的に記載すること。
2. 次のいずれの管理方法であるか明らかにして記載すること。第三者を介して管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。
 ③の管理方法による場合には、利用者区分管理電子決済手段自体に信託に係る権利を有するものとされるべきものとの構成 第38条第3項第3号を併せて記載すること。
 ①第38条第1項による管理方法 ②第38条第3項による管理方法 ③第38条第7項第1号による管理方法。
 ④第38条第7項第2号による管理方法
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。

(第13面)

15. 業務委託の状況

委託先の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

1. 業務委託の状況は、電子決済手段等取引業の内容ごとに記載すること。
 2. 記載し難いときは、この様式の例により作成した書面を記載して、その書面を第13面の次に添付すること。
 3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧で併せて記載することができる。

(第14面)

16. 主要株主の氏名又は商号若しくは名称

(ふりがな) 氏名又は商号若しくは名称	保有する議決権の数	割合
	個	%
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第8条第4号に規定する主要株主をいう。
 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧で併せて記載することがで
 3. 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
 4. 保有する議決権の数の多い順序に並べて記載すること。
 5. 「割合」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議
 決権の数の百分比をいう。
 6. 記載し難いときは、この様式の例により作成した書面を記載して、その書面を第14面の次に添付すること。

(第15面)

17. 電子決済手段等取引業の他に行っている事業の種類

(記載上の注意)

1. 日本標準産業分類表細分類により記載すること。
2. その行う電子決済手段等取引業に限し、電子決済手段の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

18. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

(第16面)

19. 登録免許税領収書貼付欄

別紙様式第3号 (第9条第1号、第20条第2項第1号及び第4号ハ関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

商 号

代表者の
氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第62条の6第1項各号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書きで併せて記載することができる。

別紙様式第4号 (第9条第4号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国	籍
国籍に属する国における住所又は居所	
居 住 地	
氏 名	
(通称名)	
生 年 月 日	

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第62条の6第1項第12号ロに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書きで併せて記載することができる。

別紙様式第5号 (第9条第5号、第21条第3項第3号関係)

(日本産業規格A4)

履歴書

(ふりがな)		
氏名			
現住所			
役職名等		生年月日	年月日生満才
職歴及び就職状況	期間	内容	
	自年月日		
	至年月日		
	自年月日		
	至年月日		
	自年月日		
	至年月日		
	自年月日		
	至年月日		
	自年月日		
年月日	賞罰の内容		
賞罰			
上記のとおり相違ありません。			氏名

(記載上の注意)

- 法第62条の6第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。
- 「職歴及び就職状況」は、最終学歴、主な職歴及び現在の就職状況を記載すること。
- 「賞罰」は、法第62条の6第1項第12号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号 (第9条第5号、第21条第3項第3号関係)

(日本産業規格A4)

沿革

(ふりがな)		
商号又は名称			
(ふりがな)代表者の氏名			
住所	(郵便番号)	電話番号()-	
設立年月日及び設立時の事業			
設立の経緯			
設立後の沿革	年月	沿革の内容	
賞罰	年月日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			代表者の氏名

(記載上の注意)

- 法第62条の6第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。
- 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。
- 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 会計専与にあっては、設立時の事業の記載は不要。
- 「賞罰」は、法第62条の6第1項第12号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第9号(第14条関係)

(日本産業規格A4)

文書番号
年月日商号
代表者の氏名 殿

財務(支)局長

登録の拒否について

年月日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求書をることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第10号(第15条関係)

(日本産業規格A4)

年月日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)
住所 電話番号 () -
商号
代表者の氏名

変更登録申請書

資金決済に関する法律第62条の7第1項の規定により、同項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 行おうとする新たな電子決済手段等取引業の業務の種別

2. 新たな電子決済手段等取引業の業務の種別を行おうとする理由

(記載上の注意)
1. 本登録手続第4章第1項の登録申請書又は登録の第4項の規定による提出書に旧氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 登録申請書の第4面(外国電子決済手段取引業者にあっては、第5面)については、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第11号

(第16条第1号関係)

別紙様式第11号 (第16条第1号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

代表者の氏名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第62条の6第1項第3号から第6号までに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出る主での際、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書き併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第12号

(第17条関係)

別紙様式第12号 (第17条関係)

(日本産業規格A4)

文 書 番 号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務(支)局長

変更登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、 年 月 日に登録しましたので通知します。

別紙様式第13号(第18条関係)

(日本産業規格A4)

文書番号
年月日商号
代表者の氏名

財務(支)局長

変更登録の拒否について

年月日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第14号(第20条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年月日

財務(支)局長 殿

届出者	登録番号	財務(支)局長	第 号
届出受理番号	財務(支)局長	第 号	号
(郵便番号) -			
住 所			
電話番号() -			
商号又は 名 称			
代表者の 氏 名			

変更届出書(事前)

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第62条の7第3項の規定により届け出ます。

記

変更(予定)年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

(記載上の注意)

1. 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に由氏及び名を併せて記載して提出した者について注、これらの書類に記載した当該由氏及び名を変更する旨を届け出までの間、「代表者の氏名」に当該由氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当該由氏及び名のみを記載することができます。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3. 本件の場合は、第6面から第12面までに記載した書面を複数枚提出する場合は、各枚を別途各引取業者にあてては、第6面から第12面まで)に添付して、当該変更に係る各引取業者に正した者みな署名捺印すること。
4. 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第15号（第20条第2項関係）

(日本産業規格A4)
年月日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号
 届出受理番号 財務（支）局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号 () -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

変更届出書（事後）

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第62条の7第4項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏名及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏名及び名を変更する旨を届け出までの間、「代表者の氏名」に当該旧氏名及び名を括弧書き併せて記載し、又は当該旧氏名及び名のみを記載することができる。
- 本件（外国電子決済手段等取引業者）にあっては、国内における主たる営業所の所在地を他の財務局等の管轄する区域に変更した場合は、その変更前に交付を受けた第10条に規定する登録済通知書を添付すること。
- 記載しきれないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 登録申請書の変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。
- 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届け出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第16号（第38条第4項関係）

(日本産業規格A4)
(第1面)
年月日

財務（支）局長 殿

申請者 登録番号 財務（支）局長 第 号
 届出受理番号 貢務（支）局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号 () -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

承認申請書

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第38条第4項の規定に基づき、同条第3項の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 資本金の額及び純資産額

資本金の額	年月日
千円	年月日現在

純資産額	年月日
千円	年月日現在

(第2面)

3. 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の概要

(1) 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る電子決済手段の名称

電子決済手段の名称	
-----------	--

(2) 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の概要図

(記載上の注意)

1. 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるよう簡略に図示すること。
2. 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる人の構成（第38条第3項第3号）を併せて記載すること。
3. 法第62条の8第1項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行なう場合にあっては、「登録番号」を記載すること。
4. 法第62条の8第1項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行なう場合にあっては、「出資額又は出資」と読み替えて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第17号（第79条関係）

別紙株式第17号（第79条関係）

(日本産業規格A4)
(第1面)

事 業 報 告 書
第 期
年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

商号又は
名 称代表者の
氏 名年 月 日から 年 月 日までの電子決済手段等取引業に係る業務及び
収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 退職役等及び職員の増減
- 4 電子決済手段等取引業の状況
- 5 法定通貨及び電子決済手段の残高
- 6 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況

(記載上の注意)

法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出までの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。

(第2面)
 第1 第期 [年月日から
 年月日まで] 事業概況書

1. 事業の概要

--

(記載上の注意)
 主要障害の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
営業所			
計			

3. 取締役等及び職員の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
取締役	うち非常勤()	うち非常勤()	
会計参考			
監査役	うち非常勤()	うち非常勤()	
執行役			
計			
事務系			
職員			
業務系			
計			
合計			

(記載上の注意)

- 「執行役」の欄は、取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、その欄外に記載すること。
- 「執行役」における取締役を兼務する執行役の員数 _____人。
- 会計参考である場合は員数に含めず、欄外にその名前を記載すること。
- 職員の欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」の欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の員数を記載すること。
- 嘱託若しくは派遣員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。
前月末における出向職員数 _____人

(第3面)

4. 電子決済手段等取引業の状況

(1) 自己勘定取引

電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の状況

電子決済手段の単位	売買・交換	
	取引数量	金額
売買		
売買		
売買		
交換		
交換		
交換		

(2) 借入勘定取引

(a) 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為及びそれらの行為の取次ぎの状況

電子決済手段の単位	売買・交換		取次ぎ	
	取引数量	金額	取引数量	金額
売買				
売買				
売買				
交換				
交換				
交換				

(第4面)
(b)電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の媒介若しくは代理の状況
(単位:円又は円相当額)

	電子決済手段の単位	媒介		代理	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

(3)電子決済手段の移転及び法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱状況

年間取扱件数(件)
年間取扱金額(円)
1件当たりの平均取扱金額(円)

(記載上の注意)

- 「自己勘定売買」は、電子決済手段等取引業者が自己の資産をもって行う取引(電子決済手段等取引業者の利用者の間で行う電子決済手段等取引業者に係る取引を除く)について記載すること。
- 「交換」の欄は、交換の対象となる電子決済手段をそれぞれ上段・下段に記載すること。
- 「金額」の欄は、年間取扱金額について記載すること。
- 「年間取扱件数」の欄は、年間取扱件数について記載すること。
- 「1件当たりの平均取扱金額」の欄は、1件当たりの平均取扱金額について記載すること。
- 「年間取扱金額」の欄は、年間取扱金額について記載すること。
- 「年間取扱件数」の欄は、年間取扱件数について記載すること。
- 「1件当たりの平均取扱金額」の欄は、1件当たりの平均取扱金額について記載すること。
- 「記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第5面)

(4)報告対象期間における口座件数及び口座平均残高

① 口座件数

| 年月 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 年月 |
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |

② 口座平均残高

| 年月 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年月 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(記載上の注意)

- 電子決済手段を保有している口座(電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。)の件数及び当該電子決済手段の平均残高について、電子決済手段ごと及び月ごとに記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

5. 法定通貨及び電子決済手段の残高

(1)自己勘定

(a)法定通貨: 千円

(b)電子決済手段

電子決済手段の名称	残高
	()
	()
	()

(2)顧客勘定

(a)法定通貨: 千円

(b)電子決済手段

電子決済手段の名称	残高
	()
	()
	()

(記載上の注意)

- 「電子決済手段の名前」の欄は、取り扱い電子決済手段ごとに記載すること。
- 「(1)自己勘定(b)電子決済手段」及び「(2)顧客勘定(b)電子決済手段」の表中、折抵書には取り扱い電子決済手段で用いている単位を記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

6. 苦情処理及び紛争解決の状況

(記載上の注意)

指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称、指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第7面)

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他の収支				

(記載上の注意)

1.直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2.所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいいます。

別紙様式第18号(第79条関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)事業報告書
第1期年月日から
年月日まで

年月日

財務(支)局長 欧

住所

商号又は
名称代表者の
氏名国内における
代表者の氏名

年月日から年月日までの電子決済手段等取引業に係る業務及び收支の状況を次のとおり報告します。

目次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 役職員の増減
- 4 電子決済手段等取引業の状況
- 5 法定通貨及び電子決済手段の残高
- 6 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況

(記載上の注意)

法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第1期

年月日から
年月日まで

事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)
主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
営業所			
計			

3. 役職員の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
取締役	うち非常勤()	うち非常勤()	
会計監査等	うち非常勤()	うち非常勤()	
執行役			
計			
本邦一般職員			
本邦一般職員計			
合計			

(記載上の注意)

1. 「執行役」の欄は、取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数について
は、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人
2. 「会計監査等」の欄は、監査役を除く監査役等の員数を記載すること。
3. 「執行役」の欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「本邦一般職員」の欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
4. 職員計のうち、本邦からの派遣職員について、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における本邦からの派遣職員数 人 (うち取締役等 人)

(第3面)

4. 電子決済手段等取引業の状況

(1) 自己勘定取引

電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	売買・交換	
	取引数量	金額
売買		
売買		
売買		
交換		
交換		
交換		

(2) 顧客勘定取引

(a) 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為及びそれらの行為の取次ぎの状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	売買・交換		取次ぎ	
	取引数量	金額	取引数量	金額
売買				
売買				
売買				
交換				
交換				
交換				

(第4面)

(b) 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の媒介若しくは代理の状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	媒介		代理	
	取引数量	金額	取引数量	金額
売買				
売買				
売買				
交換				
交換				
交換				

(3) 電子決済手段の移転及び法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額 (円)	
1 件当たりの平均取扱金額 (円)	

(記載上の注意)

1. 「自己勘定取引」は、電子決済手段取引業者が自己の財産をもって行う取引(電子決済手段等取引業者の利用者又は他の電子決済手段取引業者に係る取引を除く)について記載すること。

2. 「電子勘定取引」は、国内に住所を有する利用者に係る取引についてのみ記載すること。

3. 「交換」の欄は、交換の対象となる電子決済手段をそれぞれ上段・下段に記載すること。

4. 「金額」の欄は、円で表示の上、破線価額を記載すること。

5. 「年間取扱件数」の欄は、年間取扱件数(1年間における為替取引に付随する為替取引に付随する債務に係る債権の取扱状況)については、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転(電子決済手段等取引業者が管理しない小切手への移転を含む。)又は為替取引に関する債務に係る債権の取扱いに係る状況について記載し、年間取扱件数、年間取扱金額及び1件当たりの平均取扱金額については、電子決済手段等取引業務を提供する国又は他の電子決済手段等取引業者によるものとし、年間取扱件数及び年間取扱金額は、電子決済手段等取引業者による資金移動額に係るデータについて記載すること。

6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(4) 報告対象期間における口座件数及び口座平均残高

(1) 口座件数							
年	月	年	月	年	月	年	月
件	件	件	件	件	件	件	件
年	月	年	月	年	月	年	月
件	件	件	件	件	件	件	件

(2) 口座平均残高							
年	月	年	月	年	月	年	月
円	円	円	円	円	円	円	円
年	月	年	月	年	月	年	月
円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)
1. 電子決済手段を複数している限度(電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。)の件数及び当該電子決済手段の平均残高について、電子決済手段ごと及び月ごとに記載すること。
2. 記載されないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

5. 法定通貨及び電子決済手段の残高

(1) 自己勘定

(a) 法定通貨: 千円

(b) 電子決済手段

電子決済手段の名称	残高
	()
	()
	()

(2) 顧客勘定

(a) 法定通貨: 千円

(b) 電子決済手段

電子決済手段の名称	残高
	()
	()
	()

(記載上の注意)
1. 「電子決済手段の名称」の欄には、取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。
2. 「電子決済手段の名称」の欄に記載する既報についてのみ記載すること。
3. 「(1)自己勘定(2)電子決済手段」及び「(2)顧客勘定(3)電子決済手段」の表中、既報書には取り扱う電子決済手段で用いている既報を記載すること。
4. 記載されないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

6. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本要約を締結している指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称、指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第7面)
第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況(日本国内における電子決済手段等取引業に係るものに限る。)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他の				

(記載上の注意)
1. 前二三事業年度の実績と營業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、營業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をい。

別紙様式第19号（第80条第2項関係）

(日本産業規格A4)
(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号
届出受理番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)
住 所
電話番号 () -
商号又は
名 称
代表者の
氏 名

電子決済手段の管理に関する報告書

資金決済に関する法律第62条の19第2項の規定により、電子決済手段の分別管理等の状況を次のとおり報告します。

(記載上の注意)
法律62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法律62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

(第2面)

1. 利用者の金銭及び電子決済手段の分別管理の状況

	管理の方法 (年 月 日)	当期末残高 (千円)	前期末残高 (千円)	内訳
金 銭				外貨の種類： 売掛換算價格： 換算価格取得日：
				外貨の種類： 売掛換算價格： 換算価格取得日：
電 子 (決 済 手 段)				電子決済手段の名称： 売掛換算價格： 換算価格取得日：
				電子決済手段の名称： 売掛換算價格： 換算価格取得日：

(記載上の注意)

- 法律 第46条の4第1項の規様の諸書又は社第42条の7第4項の規定による提出書に記入及びそれを併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該田氏及び其を変更する旨を記載するまでの間、「代表者の氏名」に当該田氏及び其を括弧で併せて記載し、又は当該田氏及び其を変更する旨を記載することができる。
- 「管轄の方法」の欄には、金銭について、(ア)電子決済手段の取扱を行う場合は第33条第1項第2号からまでのいずれに該当するかを明示した上でその管轄の方法をそれだけ記載すること。電子決済手段について、(イ)第38条第1項による管轄の方法を明示した上でその管轄の方法をそれだけ記載すること。(ア)と(イ)の管轄の方法が混在する場合は、(ア)の管轄の方法の「やれば」を記載すること。また、記載した管轄の方法ごとに当該田氏及び其を変更する旨を記載すること。
- 「当期末残高」とび「前期末残高」について、金銭についてその種類の外観である場合は外貨まで記載することとともに、折算内に折算換算した金額を記載すること。電子決済手段の場合は電子決済手段で記載するとともに、折算内に外貨換算した金額を記載すること。
- 「内訳」の欄には、金銭の場合には銀行電子決済手段専用取引票の欄印記にて、次の内容を記載すること。
 ① 法第2条第10項第4号に掲げられた行為を行う場合は、第20条第1項第1号に記載する方法について、次的内容を記載すること。
 ② 法第2条第10項第4号に掲げられた行為を当該組合会社等の当期末残高を記載すること。
 ③ 法第2条第4号に掲げられた行為を行なう場合、第33条第1項第2号からまでのいずれに該当するかを明示して記載すること。また、同号二に該当する場合には、法第2条第4号の資金移動業者の番号又は名前を記載すること。
 5. 「内訳」の欄では、電子決済手段の場合は管轄の書類に記載し、電子決済手段であって第38条第7項第2号に基づき、当該組合会社等の当期末残高又は当該組合会社等の当期末残高を記載すること。また、3.において外貨換算に使用した外貨又は電子決済手段の種類及び外貨換算の方法について記載すること。
6. 金銭については通貨ごとに記載し、電子決済手段についてはその種類ごとに記載すること。
7. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

2. 分別管理監査の状況

分別管理監査を行う者	分別管理監査の基準日	分別管理監査の報告日

3. 第30条第1項第6号イに規定する資産の保全の実施状況

資産保全に係る契約の種類	契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
				円

(記載上の注意)

資産保全に係る契約の種類は、第30条第1項第6号イに規定する「買取りを行うために必要な資産の保全その他のこれと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置」として結約している契約(法第41条に規定する履行保証金保全契約又は法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約と同等の契約)について記載すること。

別紙様式第20号 (第83条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号 () -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

電子決済手段等取引業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第62条の25第1項の規定により届け出ます。

記

商号又は名称	
登録年月日又は届出年月日	
登録番号又は届出受理番号	財務(支)局長 第 号
届出事由	
廃止年月日	
電子決済手段等取引業の全部又は一部を 廃止したときは、その理由	
<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
電子決済手段等取引業の全部又は一部を 廃止したときは、廃止した電子決済手段 等取引業の内容	
<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
事業譲渡等の事由により電子決済手段等 取引業の全部又は一部を廃止したとき は、当該業務の承継方法及びその承継先	

<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
届出者と電子決済手段等取引業者の関係	
(記載上の注意)	

1. 法部の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
 2. 「届出事由」は、法第62条の25第1項各号の事由を記載すること。
 3. 「全部 一部」は、該当のものにレ点を付すこと。
 4. 不要な字句は消して使用すること。
 5. 法部の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第21号(第83条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号() -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

電子決済手段等取引業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、電子決済手段等取引業に関する内閣府令第83条第5項の規定により届け出ます。

記
公告の方法

--

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 本文中の括弧内について、電子決済手段等取引業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸印みをすること。
- 「公告の方法」は、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法(掲示期間)について記載すること。

別紙様式第22号(第85条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号() -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

法令違反行為等届出書

取締役又は従業者に電子決済手段等取引業に開示した命令に違反する行為又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な運行に支障を來す行為があつたため、電子決済手段等取引業に関する内閣府令第85条の規定により届け出ます。

記
法令違反行為等届出書

1. 当該行為が発生した営業所又は事務所 (業務委託先を含む。) の名称	
2. 当該行為を行った取締役等又は従業者の 氏名又は名称及び役職名	
3. 当該行為の概要	

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第1項第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「当該行為の名又は事務所又は事務委託先を含む。」の名称及び「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」については全て記載すること。
- 法第62条の3の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行つた場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。